

資料 10

○春日市スポーツセンター条例

(平成 20 年 6 月 18 日条例第 24 号)

改正	平成 21 年 12 月 17 日条例第 39 号	平成 23 年 3 月 25 日条例第 10 号
	平成 25 年 12 月 17 日条例第 38 号	平成 26 年 6 月 24 日条例第 18 号
	平成 28 年 3 月 25 日条例第 14 号	平成 29 年 12 月 19 日条例第 29 号
	平成 31 年 3 月 25 日条例第 7 号	令和 4 年 6 月 22 日条例第 13 号

(設置)

第 1 条 スポーツの推進を図り、健康で文化的な市民生活の向上に寄与することを目的として、スポーツセンターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 スポーツセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
春日市総合スポーツセンター	春日市大谷 6 丁目 28 番地
春日市西野球場	春日市白水ヶ丘 2 丁目 104 番地
春日市立北スポーツセンターNHK ラジオパーク	春日市昇町 2 丁目 3 番地

(施設)

第 3 条 春日市総合スポーツセンターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 体育館
  - (2) 屋外競技施設
  - (3) 温水プール
- 2 春日市立北スポーツセンターNHK ラジオパークは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 卓球場
- (2) テニスコート
- (3) 野球場

(休場日及び利用時間)

第 4 条 スポーツセンターの休場日及び利用時間は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休場日若しくは利用時間を変更し、又は臨時に休場日若しくは利用時間を定めることができる。

(使用の許可)

第 5 条 スポーツセンターの施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、スポーツセンターの管理上必要があると認

めるときは、条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次のいずれかに該当するときは、スポーツセンターの施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) スポーツセンターの施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団を利用することとなると認められるとき。
- (4) その他スポーツセンターの管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用等の禁止)

第7条 スポーツセンターの施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にスポーツセンターの施設等を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するとき。

(損害賠償等)

第9条 使用者その他の利用者が、その責めに帰すべき事由によりスポーツセンターの施設等を破損し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表第2から別表第5までに定める各施設の使用料及び規則で定める附属設備の使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、使用者の申請により、使用料の一部を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 スポーツセンターのうち春日市総合スポーツセンター及び春日市西野球場(当該施設の附属設備を含む。以下「指定スポーツセンター」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定の手續)

第13条 市長は、指定スポーツセンターの指定管理者を指定しようとするときは、公募によりその候補者を選定するものとする。ただし、緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の公募は、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、指定を受けるために必要な資格その他必要な事項を明示して行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、指定スポーツセンターの管理を最も適切に行うことができると認められるものを指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 市民に対するスポーツの推進を適切に行うことができるものであること。

(2) 指定スポーツセンターの効果的かつ効率的な管理を行うことができるものであること。

(3) 指定スポーツセンターの管理を安定して行う能力を有するものであること。

5 市長は、指定管理者の指定の期間が満了する場合において、現に当該指定スポーツセンターを管理する指定管理者(以下「現指定管理者」という。)の業務の実績等を評価し、現指定管理者が当該指定スポーツセンターの管理を適切に行うことができると認められるときは、公募によることなく、現指定管理者を新たな指定管理者の候補者とすることができる。

(指定等の告示)

第14条 市長は、前条第4項の規定により指定管理者を指定し、又は地方自治法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(指定の期間)

第15条 指定管理者の指定の期間は、指定の日から起算して5年間を超えない範囲内において、議会の議決により定める。

(指定管理者が行う業務等)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定スポーツセンターの維持管理に関すること。

(2) 指定スポーツセンターの使用の許可に関すること。

(3) 指定スポーツセンターの利用料金(次条第1項に規定する利用料金をいう。)に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定スポーツセンターの管理に関する業務で、市長が特に必要と認めるもの

2 指定管理者は、毎年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の終了後(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後)60日以内に、前項の業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しな

なければならない。

(利用料金)

第 17 条 指定スポーツセンターの管理を指定管理者が行う場合は、使用者は、指定スポーツセンターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定により、別表第 2 から別表第 4 までに定める各施設の使用料及び規則で定める附属設備の使用料の額(指定スポーツセンターに係るものに限る。)の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める基準により、指定管理者が特別の理由があると認めるものについては、還付することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減免することができる。

(読替規定)

第 18 条 指定スポーツセンターの管理を指定管理者が行う場合は、第 4 条第 2 項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第 5 条、第 6 条及び第 8 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(管理の特例)

第 19 条 市長が地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときその他指定管理者による指定スポーツセンターの管理ができないときは、必要に応じて市長が指定スポーツセンターを管理するものとする。この場合において、この条例の規定中指定管理者の権限とされているものは、市長の権限とする。

2 前項の場合において、市長は、利用料金に代えて、別表第 2 から別表第 4 までに定める各施設の使用料及び規則で定める附属設備の使用料の額(指定スポーツセンターに係るものに限る。)を使用料として、使用者から徴収するものとする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 春日市公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条の 4 を次のように改める。

第 12 条の 4 削除

(市民スポーツセンター使用料条例の廃止)

3 市民スポーツセンター使用料条例(昭和 50 年条例第 3 号)は、廃止する。

(準備行為)

4 施行日から指定スポーツセンターの指定管理者となるものに係る指定の手續その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成 21 年 12 月 17 日条例第 39 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日市スポーツセンター条例の規定は、施行日以後に申請されたスポーツセンターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の使用の許可について適用し、同日前に申請された施設等の使用の許可については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 12 月 17 日条例第 38 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日以後の使用に係る使用料で、施行日前に徴収するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 6 月 24 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中春日市スポーツセンター条例別表第 5 の改正規定及び附則第 4 項の規定  
平成 27 年 4 月 1 日

(2) 第 2 条の規定 教育委員会規則で定める日(以下「施行日」という。)

(準備行為)

2 第 2 条の規定による改正後の春日市スポーツセンター条例(以下「改正後の条例」という。)第 12 条に規定する指定スポーツセンターの指定管理者に係る指定の手續その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 施行日以後のスポーツセンターの使用については、施行日前においても、改正後の条例の規定により使用の許可その他必要な行為を行い、及び使用料(利用料金を含む。)を徴収することができる。

(経過措置)

4 平成27年4月1日前に第1条の規定による改正前の春日市スポーツセンター条例別表第5の備考第6項の規定により発行された温水プール専用のプリペイドカードについては、同日以後においても、なお使用することができる。

附 則(平成28年3月25日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の春日市スポーツセンター条例別表第4の規定は、施行日以後の春日市西野球場の使用に係る使用料について適用し、施行日前の春日市立西スポーツセンターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年12月19日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後の春日市立北スポーツセンターNHK ラジオパークの使用については、施行日前においても、この条例による改正後の春日市スポーツセンター条例の規定により使用の許可その他必要な行為を行うことができる。

附 則(平成31年3月25日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日市スポーツセンター条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2から別表第5までの規定は、施行日以後のスポーツセンターの施設の使用に係る

使用料及び利用料金について適用し、施行日前のスポーツセンターの施設の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日以後のスポーツセンターの施設の使用に係る使用料又は利用料金は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収し、又は収受することができる。

附 則(令和4年6月22日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日市スポーツセンター条例(以下「改正後の条例」という。)別表第5の規定は、施行日以後の春日市立北スポーツセンターNHK ラジオパークの使用に係る使用料について適用し、施行日前の春日市立北スポーツセンターNHK ラジオパークの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日以後の春日市立北スポーツセンターNHK ラジオパークの使用に係る使用料は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収することができる。

(春日市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 春日市スポーツセンター条例の一部を改正する条例(平成31年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

別表第1(第4条関係)

施設		休場日	利用時間
春日市総合スポーツセンター	体育館	1 毎月第3月曜日 (休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日)	午前9時から午後10時まで
	屋外競技施設	2 12月28日から翌年1月4日まで	午前9時から午後9時まで
	温水プール	1 毎週月曜日 (休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日) 2 12月28日から翌年1月4日まで	午前9時から午後10時まで
春日市西野球場		1 毎月第3月曜日	午前9時から午後9時まで

		(休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日) 2 12月28日から翌年1月4日まで	
春日市立北スポーツセンターNHKラジオパーク	卓球場	1 毎月第3月曜日 (休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日) 2 12月28日から翌年1月4日まで	午前9時から午後7時まで
	テニスコート		1 午前9時から午後7時まで(6月1日から8月31日までの間) 2 午前9時から午後5時まで(9月1日から翌年5月31日までの間)
	野球場		午前9時から午後7時まで

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 春日市総合スポーツセンターの規則で定める施設及び春日市西野球場については、規則で定める基準により、あらかじめ使用の許可を受けた場合は、午前6時から使用することができる。

別表第2(第10条関係)

春日市総合スポーツセンター(温水プールを除く。)使用料

(1) 占用使用(1時間当たり)

施設		施設使用料	照明料	空調使用料	
体育館	メインアリーナ	全面	3,300円	660円	7,040円
		半面	1,650円	330円	
		1/3面	1,100円	220円	
		1/10面	330円	110円	
	サブアリーナ	全面	2,200円	440円	2,420円
		半面	1,100円	220円	
		1/6面	330円	110円	
控え室		330円	—	110円	



	審判室又は役員室	220 円	—	110 円
	託児室	330 円	—	110 円
	フィットネス 1 又は 2	1,100 円	—	220 円
	卓球場 1(全面)	2,640 円	—	550 円
	卓球場 2(全面)	1,760 円	—	330 円
	卓球場(1 台当たり)	330 円	—	—
	武道場 1、2、3 又は 4	880 円	—	220 円
	会議室 1、2 又は 3	550 円	—	220 円
	弓道場(全面)	2,530 円	—	220 円
屋外競技施設	テニスコート(1 面当たり)	638 円	440 円	—
	フットサルコート	6,600 円	440 円	—
	屋外競技場	1,650 円	1,980 円	—
	相撲場	330 円	—	—

#### 備考

- 1 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、その端数の時間は 1 時間とみなす。
- 2 使用者のうち春日市民及び春日市内の事業所に勤務する者(以下「市民等」という。)以外の割合が 2 分の 1 を超える場合の施設使用料の額は、この表の施設使用料に当該施設使用料の 100 パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 メインアリーナ及びサブアリーナにおいて、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の施設使用料の額は、この表の施設使用料に当該施設使用料の 20 パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 メインアリーナ及びサブアリーナにおいて、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は物品販売を目的として使用する場合の施設使用料の額は、この表の施設使用料に当該施設使用料の 150 パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 5 フットサルコートをテニスコートとして使用する場合の施設使用料の額は、テニスコートの施設使用料の額とする。
- 6 屋外競技場の照明施設の半分のみを使用する場合の屋外競技場の照明料の額は、この表及び第 1 項の規定により算出した照明料の合計額の 2 分の 1 の額とする。
- 7 使用者のうち障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の割合が 2 分の 1 以上の場合の使用料の額は、この表及び前各項の規定により算出した使用料の合計額の 2 分の 1 の額とする。
- 8 この表及び前各項の規定により算出した使用料の合計額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨てる。

#### (2) 個人使用

施設	施設使用料	
	2 時間以内(ランニングコースは 1 時間以内)	超過 1 時間ごと
弓道場	330 円	165 円
ランニングコース	110 円	110 円
トレーニング室	440 円	220 円

備考

- 1 超過時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、その端数の時間は 1 時間とみなす。
- 2 市民等以外の者の施設使用料の額は、この表の施設使用料の額に当該施設使用料の 100 パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 トレーニング室の利用者が、その使用時間内にランニングコースを使用する場合のランニングコースの施設使用料の額は、無料とする。
- 4 障害者及び介助者(施設使用時に障害者の行動を介助する者をいう。以下同じ。)が利用者の場合の施設使用料の額は、この表及び前 3 項の規定により算出した施設使用料の合計額の 2 分の 1 の額とする。
- 5 この表及び前各項の規定により算出した使用料の合計額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨てる。

別表第 3(第 10 条関係)

温水プール使用料

利用者区分	施設使用料	
	2 時間以内	超過 30 分ごと
一般	440 円	110 円
中高生	330 円	82 円
小学生	220 円	55 円
幼児	110 円	27 円
高齢者	220 円	55 円

備考

- 1 この表において「幼児」とは小学校就学の始期に達するまでの者を、「小学生」とは小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する者を、「中高生」とは中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の中学部若しくは高等部に在籍する者又は 18 歳未満の者(幼児及び小学生を除く。)を、「高齢者」とは 65 歳以上の者を、「一般」とはこれら以外の者をいう。
- 2 超過時間に 30 分未満の端数が生じたときは、その端数の時間は 30 分とみなす。
- 3 障害者及び介助者が利用者の場合の施設使用料の額は、この表及び前項の規定により算出した施設使用料の合計額の 2 分の 1 の額とする。

4 団体(責任ある引率者に引率された 20 人以上の集団をいう。)として使用した場合の施設使用料の額は、この表及び前 2 項の規定により算出した施設使用料の合計額の 5 分の 4 の額とする。

5 温水プールのうち、25 メートルプールの一部又はサブプール若しくは幼児用プールの全部を独占的に使用する場合は、この表及び前 3 項の規定により算出した施設使用料のほか、その独占的に使用する部分ごと(25 メートルプールにあっては、1 コースごと)に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の施設使用料を納付しなければならない。

(1) 1 時間以内の使用 1,257 円

(2) 1 時間を超える使用 1,257 円に超過 30 分(超過時間に 30 分未満の端数が生じたときは、その端数の時間は 30 分とみなす。)ごとに 628 円を加算した額

6 この表及び前各項(第 1 項を除く。)の規定により算出した使用料の合計額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨てる。

#### 別表第 4(第 10 条関係)

##### 春日市西野球場使用料(1 時間当たり)

施設使用料	照明料
1,650 円	3,300 円

#### 備考

1 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、その端数の時間は 1 時間とみなす。

2 使用者のうち市民等以外の割合が 2 分の 1 を超える場合の施設使用料の額は、この表の施設使用料に当該施設使用料の 100 パーセントに相当する額を加算した額とする。

3 使用者のうち障害者の割合が 2 分の 1 以上の場合の使用料の額は、この表及び前 2 項の規定により算出した使用料の合計額の 2 分の 1 の額とする。

4 この表及び前 3 項の規定により算出した使用料の合計額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨てる。

#### 別表第 5(第 10 条関係)

##### 春日市立北スポーツセンターNHK ラジオパーク使用料(1 時間当たり)

施設		施設使用料	照明料
卓球場(1 台当たり)		110 円	—
テニスコート	人工芝テニスコート (1 面当たり)	638 円	—
	壁打ちテニスコート	110 円	—
野球場		1,650 円	220 円

#### 備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数の時間は1時間とみなす。
- 2 使用者のうち市民等以外の割合が2分の1を超える場合の施設使用料の額は、この表の施設使用料に当該施設使用料の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 使用者のうち障害者の割合が2分の1以上の場合の使用料の額は、この表及び前2項の規定により算出した使用料の合計額の2分の1の額とする。
- 4 この表及び前3項の規定により算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨てる。